

情報発信が行われ、しかも高度の伝播性がある点で、他の情報流通手段と比較すると、他人の権利利益を侵害する情報の発信が容易であり、一旦被害が生じた場合には、被害が際限なく拡大していくという特質を有している。

- 3 さらに、特定電気通信においては、匿名あるいは仮名による情報発信が可能であり、他人の権利利益を侵害するような情報発信が匿名あるいは仮名で行われた場合には、加害者を特定して責任追及をすることができないことから、先に述べた被害の拡大性に加えて、被害の回復が極めて困難であるという特徴が現れることになる。
- 4 もっとも、不法行為の加害者が直ちに特定できない事態は、特定電気通信による情報の流通によって生じる被害についてのみ生じる問題ではなく、他の不法行為類型の場合にも十分に想定されうるところであるが、他の不法行為類型における加害者不明の場合には、不法行為の態様や加害行為の痕跡を手がかりとして、ある程度加害者の範囲を絞り込むことができる場合が典型的に想定できる。しかし、特定電気通信上において匿名で加害行為が行われた場合には、対象の絞り込みが極めて困難な場合が通常であるし、さらに、特定電気通信においては、加害者と被害者の間に立って情報等の媒介を行っている特定電気通信役務提供者が存在しており、この特定電気通信役務提供者が発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）を保有している可能性が高い。つまり、特定電気通信を用いて行われた加害者不明の不法行為の場合には、加害者に関する情報を典型的に保有している者を通じれば、加害者に関する情報を取得できる場合がある反面、この者から情報を取得できなければ、加害者の絞り込みすらできないことになる。
- 5 このような状況においては、被害者が特定電気通信役務提供者から発信者情報の開示を受けることの必要性は高いと考えられる。

他方、発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然である。

このような状況を踏まえ、本条第1項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、正当業務行為として特定電気通信役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するものである。これにより、開示を請求する者は、本条各号の要件を満たす場合には、特定電気通信役務提供者に対し、裁判上又は裁判外において、発信者情報の開示を請求することができることとなる。そして、判決においてこの開示請求が認容された場合には、その確定判決を債務名義として、強制執行を行うことも可能となる。

- 6 また、発信者情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題である上、その性質上、一旦開示されてしまうとその原状回復は不可能であることから、特定電気通信役務提供者が裁判外の請求を受けて開示を求められた場合にも、みだりに開示がなされることを回避する必要がある。また、裁判上又は裁判外の別を問わず、発信者情報の開示について、実質的かつ積極的な利害を有しているのは